

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2018-003 事件

競技者氏名： X

競技種目： 自転車競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 30 年 11 月 19 日  
日本アンチ・ドーピング規律パネル  
委員長 早川 吉尚

早川 吉尚

### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 30 年 11 月 19 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 30 年 11 月 19 日

早川 吉尚 早川 吉尚

塚越 克己 塚越 克己

目崎 登 目崎 登

### 記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（NTN presents 2018 ツアー・オブ・ジャパン（UCI アジア ツアー・2.1）における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。

- ・ 本規程 10.2.2 項、同 10.5.1.1 項、同 10.11.2 項及び同 10.11.3 項に従い、平成 30 年 8 月 19 日より 6 ヶ月間の資格停止とする。

〔理由〕

- ・ 平成 30 年 5 月 20 日に実施された競技会検査（以下「本件競技会検査」という。）において競技者から検出された物質ビランテロール（vilanterol）は、2018 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）において禁止物質とされている「S3.ベータ 2 作用薬」に該当するため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（NTN presents 2018 ツアー・オブ・ジャパン（UCI アジアツアー・2.1）における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- ・ また、上記検出物質は「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）担当者、競技者本人及び競技者の主治医の本聴聞会における陳述、JADA 及び競技者から提出された各証拠書類並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
  - (1) 今回検出されたビランテロール（vilanterol）は、競技者が罹患している気管支喘息の治療のために競技者の主治医から処方され、服用した治療薬であったレルベア（以下「本件治療薬」という。）に起因するものである。この点、JADA は、競技者による本件治療薬の使用が本規程 10.2.3 項における意味での「意図的」であった旨の主張・立証は行っておらず、実際にもかかる事実は認められない。
  - (2) なお、平成 30 年 6 月 19 日、競技者は日本アンチ・ドーピング機構 TUE 委員会（以下「TUE 委員会」という。）に対して遡及的な治療使用特例（TUE）の申請も行っている。しかし、平成 30 年 7 月 23 日、TUE 委員会はかかる申請に対して却下判定を下しており、しかも、これを不服とする競技者が、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構において行った仲裁申立てについても、これを棄却する仲裁判断（JSAA-DP-2018-001）が下され確定している。したがって、競技者による本件治療薬の使用につき TUE の対象にならないことはもはや争い得ず、また、実際にも本手続においてもこの点は争われなかった。
  - (3) その上で、本規程 10.4 項又は 10.5.1 項に従い資格停止期間の取消し・短縮が可能か否かが問題となるが、本件における競技者による本件治療薬の使用は、医師の処方によるものであるといえども、当該医師は競技者の個人的な主治医であり、かかる主治医の選定について競技者は責任を負わなければならない（本規程 10.4 項の解説(b)参照）。したがって、競技者につき過誤又は過失が全くないということはできず、本規程 10.4 項の適用は

できない。

(4) それでは、重大な過誤又は過失についてはどうか。この点に関し、下記のような考慮すべき事項が存在しているため、以下、検討する。

- (i) 本件治療薬を処方した競技者の主治医については、かつて、製薬会社の社員から「吸入療法ガイド」なる文書を受け取っており、そこにおける記載から、本件治療薬の競技者への処方には TUE の適用が当然にあると考えて、本件治療薬の処方を行っていた。しかし、競技者の主治医が依拠した本件治療薬に関する記載は、実際には、「TUE 申請の承認で使用可」、「吸入サルブタモールと吸入ホルモテロール、吸入サルメテロール以外の吸入  $\beta_2$  刺激薬を使用しなければならない理由と根拠を明示する必要があります。」というものであり、無条件に TUE の適用があるとしたものではなかった。したがって、本件治療薬の競技者への処方に TUE の適用が当然になされると考えた点については、競技者の主治医に過失なしとすることはできない。またそのことは、仮に、同文書を競技者の主治医に手渡した製薬会社の社員が、かかる誤解を導くような説明を口頭で加えていたとしても、変わらないと言わざるを得ない。
- (ii) 競技者の主治医は、JADA の職員の一人との電話での会話の中で、本件治療薬の競技者への処方には TUE の適用が当然にある旨の説明を受けたとも主張している（もっとも、かかる事実の存在を JADA は争っている）。この点については、かかる JADA 職員による電話での説明につき、競技者の主治医の証言以外の客観的な証拠が存在しない上に、そのような会話が仮にあったとしても、それは本件治療薬が競技者に処方された後の段階でのものにすぎない。つまり、事実の存否を問うまでもなく、本件治療薬の処方の時点における競技者の主治医の上記の過失を軽減するべきものではないと言える。
- (iii) 競技者及び競技者の主治医は、本件治療薬の使用には TUE の申請が必要であることは認識していたものの、TUE の申請が実際になされたのは、本件競技会検査の後、簡易検査の結果として陽性反応が出た旨の連絡がなされた後であった。すなわち、かかる連絡がなされるに至るまで TUE の申請の機会は十分にあったにもかかわらずこれを怠っていたのであり、陽性反応が出なければ禁止物質を含む本件治療薬を使用したにもかかわらず TUE 申請をしなくても構わないと考えていたと受け取られかねない行動であったといえ、この点には過失を見出さざるを得ない。
- (iv) 競技者は、本件競技会検査の際の「ドーピング検査公式記録書」の「7 日間以内に使用した処方薬や市販薬および栄養補助食品類（サプリメント）を記載してください。申告すべきか否かを迷っている場合には申告することを推奨致します。」と記された欄に、市販薬やサプリメントについては細かに記載しているにもかかわらず、7 日間以内に使用した本件治療薬を含む吸入薬を一切記載していなかった。この点、吸入薬を記載しなかった理由につき、競技者は、かかる吸入薬の製

品名を忘れてしまっており、製品名を特定しない形での記載が可能であるとは思わなかったためであると説明しているが、とても説得的とは考えられない。

(v) 競技者は、TUE をも含むアンチ・ドーピングに関する研修等が所属チームにおいてなされていなかったことを本件において勘案されるべき事情と主張し、元所属チームの代表によるその旨の陳述書も提出している。仮にそうであるとする、自転車競技についてこれまで世界的にドーピング違反事例が様々に報道され、その国際競技連盟・国内競技連盟の下でのアンチ・ドーピングに関するより一層の教育・啓発活動が非常に重要視されているにもかかわらず、実際には教育・啓発が十分になされていないということになり、大変に遺憾なことである。しかし、そうであるからといって、本件に関する競技者の過失を大きく軽減できる事情であるとは考えられない。

(vi) もっとも、以上の点を勘案しても、本件における過誤又は過失が重大なものであったとまではいえない。よって、本規程 10.5.1 項の適用を認めることができる。

- ・ 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.5.1.1 項の定めに基づき、競技者の上記の過誤の程度を総合考慮の上で、競技者を 6 ヶ月間の資格停止とする。
- ・ 本件においては、競技者に対し、JADA 担当者による平成 30 年 9 月 6 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.2 項に基づく暫定的資格停止が課されており（かかる暫定的資格停止に関しては平成 30 年 11 月 19 日に暫定聴聞会が開催されている。）、同 10.11.3.1 項により、かかる暫定的資格停止期間については資格停止期間から控除されることになる。また、競技者は、本件においては自らの違反を知った時点において、いわゆる「適時の自認」が成立した旨を主張し、JADA もこれにつき特段争っていない。したがって、その事実関係にも照らし、本規程 10.11.2 項に従い資格停止期間の開始日の一定範囲での遡及が可能となるが、同項但書が競技者は「資格停止期間の半分については」「制裁措置を賦課する聴聞パネルが決定を下した日」から服さざるを得ないと定めていることは一つの限界となる。以上を勘案し、平成 30 年 9 月 6 日から 11 月 19 日までの暫定的資格停止期間を控除したとしても、資格停止期間である 6 ヶ月間の半分である 3 ヶ月間は「聴聞パネルが決定を下した日」から服することとなることから、平成 30 年 8 月 19 日からの 6 ヶ月間の資格停止とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上